

第1章 総論

本章では、新潟市農村環境計画に関する基本的な事項を示しています。

- 1.1 計画策定の背景
- 1.2 目的と位置づけ
- 1.3 計画対象地域と検証
- 1.4 計画策定手順・体制



第1章 総論

1.1 計画策定の背景

平成11年度に制定された食料・農業・農村基本法はその総則において、国土の保全・自然環境の保全・良好な景観の形成など、農業・農村の「多面的機能の発揮」を明文化しています。

さらに平成13年に改正された土地改良法の基本原則には、農業農村整備事業の実施においては「環境との調和への配慮」が追加され、環境意識の高まりとともに農業農村整備にも環境との調和・配慮・保全が求められています。

農業を取り巻く環境は近年大きく変化し、土水路のコンクリート化や用水路のパイプライン化などの整備にともない生産性・効率性が大幅に向上しました。

しかし農地は、生産地として重要な役割を担っている一方で、多様な生物の生息空間でもあります。生物の生息・生育環境及び移動経路が急速に失われたことにより、20年程前は、普通に田園地帯で見かけられた生き物が最近では見かけられなくなりました。

これと連鎖して鳥類・哺乳類を含めた生態系が崩れており、失われた自然環境の復元・改善を進めていくことが急務となっています。

一方、住民意識においても豊かな自然環境の中で生産される「安心・安全な農作物」や「環境」への関心が高まり、食の恵みや安らぎを与える農業・農村環境に再び目が向けられるようになりました。

農業・農村環境を保全し、その大切な役割を次世代に伝えるため農業者をはじめとして、市民・市民活動団体・行政など、さまざまな主体による協働の取り組みが求められています。

本計画では、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を進めるために、新潟市の将来に向けた方針を明確にし、環境の変化や地域の状況に対して、より現実的な手法を取り入れながら、「新潟」らしい環境保全を目指します。

1.2 目的と位置づけ

1.2.1 目的

新潟市農村環境計画は、合併前の旧 14 市町村において既に策定済みとなっている農村環境計画との整合を図るとともに、農村環境の多面的機能(※)の活用を新たに加え、農村環境計画等を一体的に推進することを目的とします。

現在の農村環境は、食料の生産基盤としての役割とともに市民にとっては潤いの空間でもあります。

本計画では、生産基盤の整備と併せた豊かな生態系・生物多様性の保全や美しい景観の形成など、農村環境の広域的な保全とそれを生かした地域づくりの取り組みを一体的かつ継続的に推進するため、農村環境保全のための基本方針を定めます。

1.2.2 位置づけ

新潟市農村環境計画は、土地改良法の基本原則により（平成 13 年改定）策定されるもので、今後の農業農村整備事業の実施にあたっては、本計画に基づくものとします。

なお本計画策定にあたっては、「新・新潟市総合計画」「新潟市農業構想」「新潟市環境基本計画」と整合を図っています。

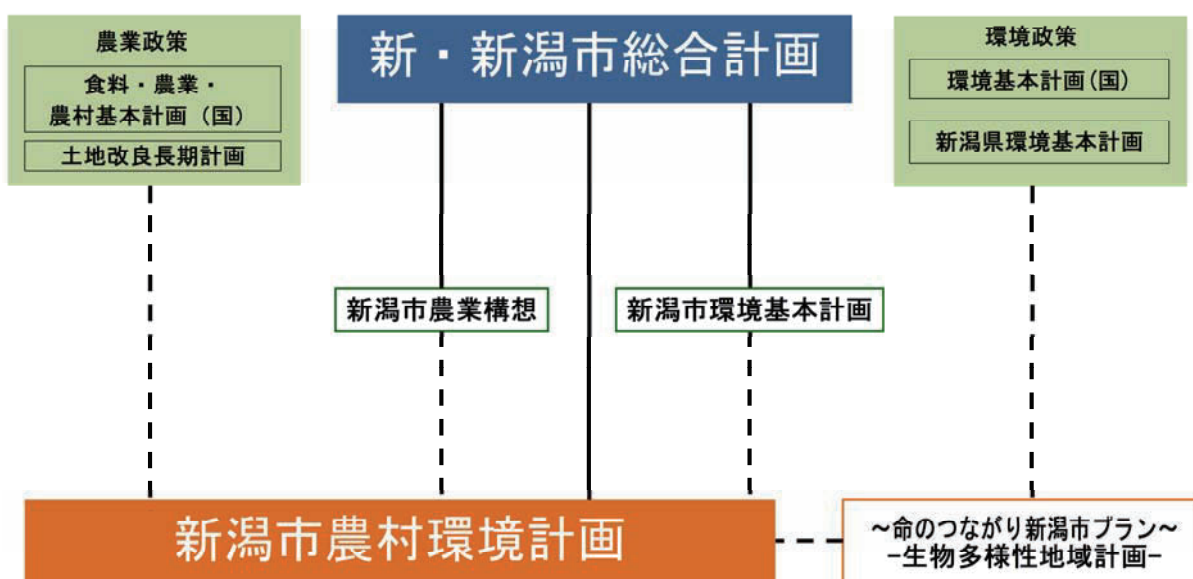


図 1-1 新潟市農村環境計画の位置づけ

※【多面的機能】

農村で農業が継続して行われることにより、生活に色々な「めぐみ」をもたらしています。この「めぐみ」のことをいいます。多面的機能の具体的機能は P128 に掲載しています。

1.2.3 関連上位計画の整理

農村環境計画の策定では、本市の上位計画及び関連計画と整合を図りながら策定しています。これらの主要な計画の要点は、以下の通りです。

表 1-1 新潟市の主要計画

新潟市の計画	計 画 の 要 点
<p>新・新潟市総合計画</p> <p>計画期間 平成 19 年度～平成 26 年度 8 年間 策定年月日 平成 19 年 4 月策定</p>	<p>まちづくりの基本理念 「田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち」</p> <p>目指すまちの姿 「人々の英知が集う、日本海交流都市」</p> <p>将来の都市像</p> <p>I. 地域と共に育つ、分権型協同都市 II. 大地と共に育つ、田園型拠点都市 III. 世界と共に育つ、日本海交流都市 IV. 市民が共に育つ、教育文化都市</p> <p>総合計画は、都市の基本理念や新潟市の今後の将来像、その都市像を実現するための政策の方向性を示す計画である。 特に本計画と関連が深い項目として、II. 大地と共に育つ、田園型拠点都市が基本構想としてあげられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園と調和したまちづくり ・農業の魅力づくり ・環境重視のまちづくり <p>が関連が深く「都市と自然・田園が調和するまち」を目指す。</p>
<p>新潟市農業構想</p> <p>計画期間 平成 18 年度～平成 26 年度 9 年間 策定年月日 平成 18 年 4 月策定</p>	<p>将来の都市像 「食と花の都」～日本一豊かでにぎわいのある大農業都市～</p> <p>食と花の都の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多彩な食と花の都として躍動する都市 ・元気な農業の担い手が地域と共に活躍する都市 ・地域に根ざした資源を次世代に継承し、磨きあげる都市 ・水辺や緑、農地や里山など、豊かな自然が息吹く都市 ・魅力ある田園環境を満喫する都市 ・農業者と消費者が互いに恵みあう都市 ・環境にやさしい農業に取り組む都市 <p>農業構想は、新潟市の農業・農村の将来像である「食と花の都」～日本一豊かでにぎわいのある大農業都市～を実現するための施策と展開方針を示す計画である。</p>

【つづき】

新潟市の計画	計 画 の 要 点
<p>農業振興地域整備計画</p> <p>新潟地域 S48年12月策定 H23年3月改定</p> <p>黒埼地域 S49年4月策定 H23年7月改定</p> <p>新津地域 S48年2月策定 H23年3月改定</p> <p>白根地域 S47年9月策定 H23年4月改定</p> <p>豊栄地域 S47年9月策定 H23年3月改定</p> <p>小須戸地域 S49年4月策定 H21年4月改定</p> <p>横越地域 S46年10月策定 H21年7月改定</p> <p>亀田地域 S49年5月策定 H19年11月改定</p> <p>岩室地域 S49年4月策定 H22年7月改定</p> <p>西川地域 S48年9月策定 H19年2月改定</p> <p>味方地域 S47年11月策定 H22年4月改定</p> <p>潟東地域 S47年3月策定 H23年3月改定</p> <p>月潟地域 S49年4月策定 H21年11月改定</p> <p>中之口地域 S49年4月策定 H23年1月改定</p> <p>巻町地域 S49年4月策定 H23年3月改定</p>	<p>計画と目的</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づいて農業の振興を図ることが必要な地域「農業振興地域」について、優良な農地の確保など農業地域を保全・形成すること並びに農業の振興，農村の整備を計画的に推進するため，市が策定する計画である。</p> <p>計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用計画 ・農業生産基盤の整備開発計画 ・農用地等の保全計画 ・農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 ・農業近代化施設の整備計画 ・農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 ・農業従事者の安定的な就業の促進計画 ・生活環境施設の整備計画 <p>本計画の対象である農業農村整備事業は，農業振興地域整備計画に基づいて整備が行われるため，農村環境基本計画においては重要な計画となる。</p>

【つづき】

新潟市の計画	計 画 の 要 点
<p>新潟市環境基本計画</p> <p>計画期間 平成19年度～平成26年度 8年間 策定年月日 平成19年4月策定</p>	<p>目指す環境都市像 「市民とともに創る新潟環境ふれあい都市」</p> <p>施策の目標 協働と学習で拓く環境未来</p> <p>I. 自然と人間とが共生する田園ふれあい都市の形成 II. 環境への負荷の少ない資源循環都市の形成 III. 健康で安心な快適環境都市の形成 IV. 地球環境に貢献する都市の形成</p> <p>新潟市環境基本計画は、新潟市環境基本条例の規定に基づき策定したが、市をとりまく環境情勢は変化しており、これらに対応するために新たな環境都市像「市民とともに創る新潟環境ふれあい都市」の実現に向け、市民、事業者、行政などすべての主体が協働して取組めるように環境基本計画を策定した。</p> <p>環境基本条例に基づく環境行政のマスタープランとして、新潟市総合計画と相互に関連・補完し合いながら良好な環境の維持・形成を目指す。</p> <p>農村環境計画策定時においても、新潟市における環境の最上位計画であるため、相互の関連を検討した上で計画策定を行う。</p>
<p>～命のつながり 新潟市プラン～ ー生物多様性地域計画ー</p> <p>計画期間 短期目標 5～10年 長期目標 50年</p>	<p>目指すべき将来像 「まちを包み込む多様な水と緑の自然環境に支えられ、多くの命と共に生きる暮らしを創出」</p> <p>基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の生息生育環境を保全・再生 ・自然環境の持続可能な利用 ・人材育成 ・地球温暖化防止 <p>新潟市生物多様性地域計画は、新潟市における自然環境の推移を整理し、新潟市が直面する生物多様性の危機と現状を把握し、目指すべき将来像の実現に向けた施策の内容や取組主体の役割を示す。</p> <p>農村の環境と新潟市に生きる生物は重要な関わりを持っているため、農村環境計画策定時には、新潟市生物多様性地域計画との整合性を図り、相互に関連・補完し合えるよう留意して計画の策定を行う。</p>

主な関連計画は、以下のとおりです。

新潟市の計画	計 画 期 間 等
佐潟周辺自然環境保全計画	策定年月日 平成12年5月策定 改定年月日 平成18年3月策定
森林整備計画	平成20年4月～平成30年3月
にいつ丘陵里山保全活用基本計画	平成18年3月～平成27年3月
角田山・多宝山保全活用基本計画	平成21年3月

1.3 計画対象地域と検証

(1) 計画対象地域

本計画を広域的な農村環境保全計画とするため、新潟市全域を計画対象地域としています。なお、主として農業振興地域を対象地域とします。

(2) 検証

農業農村整備事業の進捗や関連事業の実施状況を踏まえた上で、5年毎に事業実施結果の事例や効果について検証を行うことを基本とします。

1.4 計画策定手順・体制

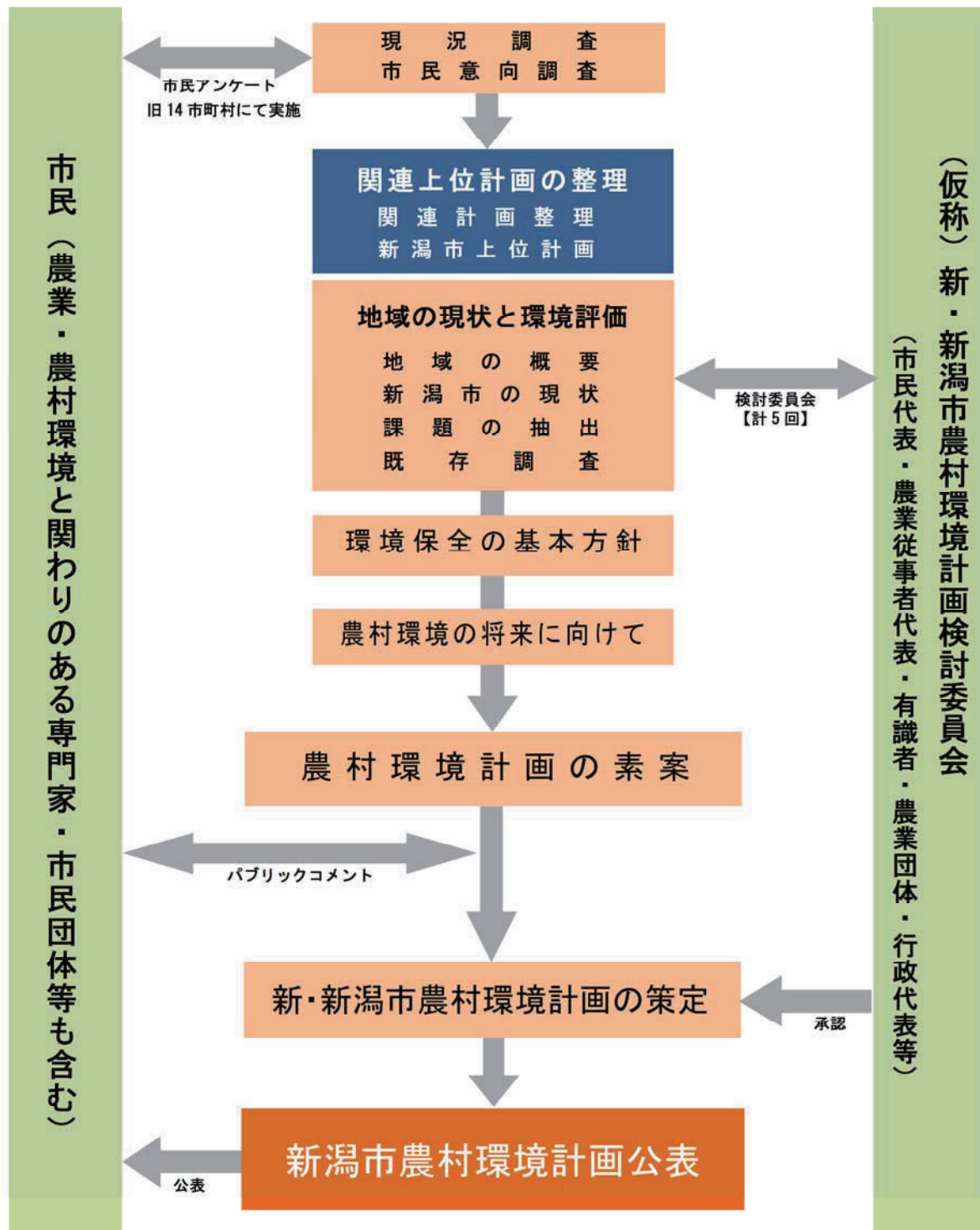


図 1-2 計画策定手順



新潟市西蒲区夏井
～田植え風景～

